



第39回 自弁物品使用制限事件

人権擁護委員会 委員 菊地 武夫 (61 期)

1 事案の概要

本件は、余罪事件で相手方警察署（以下「相手方」という）に移管され逮捕・勾留された申立人が、移管前の別の警察署で購入した物品や家族が差入し使用を許されていた物品の使用許可を求めたところ、相手方において許可されなかったため、当会に人権救済が求められた事案である。

相手方において使用を制限された自弁の物品は、郵便局発行のハガキ、石鹸箱、歯ブラシ、チューブ入り歯磨き粉、ボディークリーム、綿棒、タオル地のハンカチ、写真、お守りである。

2 権利侵害性の判断と当会の対応

(1) 申立人は既に起訴されていた別事件を担当する弁護人に発信するため相手方にハガキの交付を求めたが、拒否された。相手方は、信書は便箋に限る、その法的根拠は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という）であるとした。しかしそのような定めは確認できなかったため、ハガキの使用制限は弁護人との接見交通権を侵害したと判断した。

(2) 石鹸箱、歯ブラシ、チューブ入り歯磨き粉、ボディークリーム、綿棒、タオル地のハンカチ、写真について、相手方はその使用を制限する理由を管理運営上の必要な制限のためとした。

確かに刑事収容施設法187条はかかる観点からの制限を認めており、自弁物品の使用を許可するかにつき相手方に一定の裁量権が認められる。しかし、上記物品は、その材質、形状からいって自傷、自殺、他害に使用する危険性は相対的に低いものであった。写真については被写体が申立人の家族であり、家族の写真を見ることで管理運営上支障を生ずるおそれは通常ない。

以上より、上記物品の使用を制限した相手方の行為は、裁量権を逸脱または濫用する違法なものであり、申立人の財産権行使の自由（憲法29条1項）を侵害したと判断した。

(3) 申立人によれば、お守りを使ってのお祈りの仕方は、座ってお守りを前に置いて手を合わせるというやり方とのことであり、当該行為は宗教的行為として憲法20条1項によって保障される。もっとも、宗教的行為の自由は絶対無制約な権利とまではいえないが、その制約は必要最小限でなければならない。

相手方はお守り所持禁止の理由をここでも管理運営上の必要な制限のためとした。しかし、当該お守りも、その材質、形状からいって自傷、自殺、他害に使用することは困難であった。また、お守りを使ってお祈りをする時間を設けてその時間だけお守りを所持させることは可能であった。

以上よりお守りの所持自体を禁止するのは必要最小限の制約とはいえず、申立人の宗教的行為の自由（憲法20条1項）を侵害したと判断した。

(4) 当会の対応

相手方の各処遇は申立人の人権を侵害するので勧告相当と結論付け、執行した。

3 最後に

本件と類似の事案は、警察署から拘置所に勾留場所が移された場合にも生じている。被疑者・被告人としては、新たに物品を購入し直す必要があり、資力の乏しい者にとっては大きな負担となっている。

刑務所、拘置所、警察署においては、本件のように法が規制した趣旨を逸脱又は潜脱したと思われる運用が散見される。今後もこのような事案がないか注視し改善を求めたい。